

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

①

製造所
一般取扱所 構造設備明細書

事業の概要		②						
危険物の取扱作業の 内容		③						
製造所（一般取扱所） の敷地面積		④				㎡		
建築物の 構造 ⑤ ⑥	階	数	建築面積	㎡	延べ面積	㎡		
	壁	延焼のおそれ ある外壁		柱		床		
		その他の壁		はり		屋根		
	窓			出入口		階段		
建築物の一部に製造所（一般 取扱所）を設ける場合の建築 物の構造 ⑦		階数		建築面積	㎡	延べ面積	㎡	
		建築物の構造概要						
製造設備の概要 (取扱)		⑧						
タンクの概要 令第九條第一 項第二十号の		⑨						
配管			⑩		加圧設備			⑪
加熱設備			⑫		乾燥設備			⑬
貯留設備			⑭		電気設備			⑮
換気、排出の設備			⑯		静電気除去設備			⑰
避雷設備			⑱		警報設備			⑲
消火設備			⑳					
工事請負者 住所氏名		㉑				電話		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
 - 令第九條第一項第二十号のタンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

【製造所・一般取扱所構造設備明細書記載要領】

根拠条文：省令第4条、第5条

- ①該当する施設以外を二重取消線で抹消する。
- ②「事業の概要」の欄は、事業の内容について具体的に記入する。
- ③「危険物の取扱作業の内容」の欄は、危険物の取扱い等の概要を記入する。
(例) 溶剤と樹脂を混合、攪拌して塗料を製造し、容器に詰めて出荷する。
(例) 地下タンク貯蔵所の灯油を固定給油設備で容器に詰め替える。
- ④「製造所（一般取扱所）の敷地面積」の欄は、製造所等として規制される部分の面積を記入する。
- ⑤「建築物の構造」の欄（1棟の建築物のすべてが製造所等として規制される場合）の記入方法は、次による。
 - (1)「階数」の欄は、当該建築物の建築基準法施行令で規定する階数を記入する。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入する。
 - (2)「建築面積」の欄は、当該建築物の建築基準法施行令で規定する面積を記入する。
 - (3)「延べ面積」の欄は、当該建築物の建築基準法施行令で規定する面積を記入する
 - (4)「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該建築物の外壁に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入する。なお、当該外壁に開口部がある場合、かっこ書きで開口部の構造も併せて記入する。
 - (5)「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該建築物のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁、仕切り壁等の構造及び当該構造の建築基準法における構造（「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等）をかっこ書きで記入する。
 - (6)「柱」、「床」、「はり」、「屋根」の欄は、当該部分の構造を記入する。なお、建築基準法における構造も併せて記入する。
 - (7)「窓」の欄は、外壁部分にある窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）をかっこ書きで記入する。
 - (8)「出入口」の欄は、外壁部分にある出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）を記入する。
 - (9)「階段」の欄は、「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入する。
- ⑥建築物の一部に製造所等を設ける場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。
 - (1)「階数」の欄は、当該製造所等が設置されている階数を記入する。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入する。
 - (2)「建築面積」の欄は、当該製造所等が設置されている部分の面積を記入する。
 - (3)「延べ面積」の欄は、当該製造所等が複数の階に設置されている場合に、当該製造所等の部分の合計面積を記入する。
 - (4)「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該製造所等の外壁に、該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入する。なお、当該外壁に開口部がある場合、かっこ書きで開口部の構造も併せて記入する。

- (5) 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該製造所等のうち、他用途部分との区画の壁、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造及び当該構造の建築基準法における構造（「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等）をカッコ書きで記入する。
 - (6) 「柱」、「床」、「はり」の欄は、当該製造所等部分の該当する部分の構造を記入する。なお、建築基準法における構造も併せて記入する。
 - (7) 「屋根」の欄は、当該製造所等の屋根又は上階がある場合は、上階の床の構造を記入する。
 - (8) 「窓」の欄は、当該製造所等の外壁部分にある窓又は他用途部分との区画に設置された窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）をカッコ書きで記入する。
 - (9) 「出入口」の欄は、当該製造所等の外壁部分にある出入口又は他用途部分との区画に設置された出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）を記入する。
 - (10) 「階段」の欄は、当該製造所等に接続された階段について、屋内、屋外の区分、階段数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入する。
- ⑦ 1棟の建築物のすべてが製造所等として規制される場合は、「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」欄は、記入せず斜線を記入する。なお、1棟の建築物の一部に設置した製造所等の場合の「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。
- (1) 「階数」の欄は、当該製造所等が設置されている建築物全体の階数を記入する。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入する。
 - (2) 「建築面積」の欄は、当該製造所等が設置されている建築物全体の建築面積を記入する。
 - (3) 「延べ面積」の欄は、当該製造所等が設置されている建築物全体の延べ面積を記入する。
 - (4) 「建築物の構造概要」の欄は、当該製造所等が設置されている建築物全体の主要構造部の構造の概要を記入する。
- ⑧ 「製造の（取扱）設備の概要」の欄は、危険物を製造し、又は取り扱う機器、設備のうち、次に掲げるものを記入する。
- (1) 蒸留塔、反応塔、中間ドラムその他これらに類する施設の設置数、最高地上高さ
 - (2) 20号タンクに該当しない反応槽等、その他これらに類する施設の容量及び設置数
 - (3) 熱交換器、凝縮器その他これらに類する施設の設置数
 - (4) 危険物を取り扱うポンプの設置数
 - (5) ボイラー、加熱炉その他これらに類する施設のそれぞれ性能及び設置数
 - (6) 工作機械、油圧機械その他これらに類する施設の設置数
 - (7) 危険物を出荷するローディングアームの設置数
 - (8) 危険物を出荷するノズル、固定給油設備その他これらに類する施設（ローディングアームを除く。）のそれぞれの性能、確認済機種にあっては危険物保安技術協会による確認番号及び設置数
 - (9) 印刷機、塗料等の吹き付け機その他これらに類する施設の設置数
 - (10) 上記以外に危険物を製造し、又は取り扱う機器の概要

⑨「令第九条第一項第二十号のタンクの概要」の欄は、当該製造所等において設置されている20号タンクのそれぞれの容量及び設置数並びに屋外タンクにあっては防油堤の構造及び容量を記入する。

⑩「配管」の欄は、危険物配管の材質を記入する。なお、JIS記号の記入でも認められる。また、当該配管が地下埋設配管の場合は、配管外面の保護方法も記入する。

⑪「加圧設備」とは、危険物製造・取扱機器、配管等に外部から圧力を加える設備等をいい、当該欄には、加圧される危険物の化学名又は通称名、加圧を行う設備又は施設名、圧力及び加圧する物質を記入する。

⑫「加熱設備」の欄は、危険物を直接、間接的に加熱する設備等をいい、当該欄には、加熱される危険物の化学名又は通称名、加熱する設備又は施設名、最高加熱温度及び加熱媒体を記入する。ただし、危険物を保温する設備は、当該設備には該当しない。

⑬「乾燥設備」の欄は、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備をいい、当該欄には、乾燥される危険物の化学名又は通称名、乾燥する設備又は施設名、乾燥設備の最高温度、電気設備がある場合は、防爆のランク等を記入する。

⑭「貯留設備」の欄は、当該製造所等に設置してある、ためます、拡散防止措置（側溝、囲い）、油分離槽等の有無及びそのサイズ又は排水系統を記入する。

⑮「電気設備」の欄は、電気設備についてその構造及び防爆ランク等を記入する。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められる。

⑯「換気、排出の設備」の欄は、当該製造所等において、窓の開閉又は上部に設置された換気扇のみ等自然換気又は排出の場合は「自然換気」と、可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所のみを強制換気又は排出を行っている場合は、「一部強制換気」と、全体を強制換気又は排出を行っている場合は、「強制換気」を記入する。

⑰「静電気除去設備」とは、危険物が流動する際に発生する静電気等を除去する設備をいい、当該欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令による接地工事の種類又は「アース」と記入する。なお、電動機等電気設備を設置したことにより設置する接地は、該当しないもの。

⑱「避雷設備」の欄は、JISA4201によるとともに、その概要を記入する。なお、当該製造所等が他の施設の避雷設備の保護角内にあるため、避雷設備を設置しない場合は、他の施設の避雷設備の区分及びかっこ書きで他の施設の名称等を記入する。

⑲「警報設備」の欄は、危険物の規制に関する規則第37条で規定する区分のうち、設置したものを記入する。

⑳「消火設備」の欄は、危険物の規制に関する政令別表第5の消火設備の区分のうち、設置したものを記入する。ただし、当該製造所等の一部に設置したものについては、その部分をかっこ書きで記入する。

㉑「工事請負者住所氏名」の欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称及び住所並びに当該法人における当該工事の責任者の氏名、電話番号を記入する。